

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第21回都市計画基本問題小委員会

令和4年11月25日

【四辻企画専門官】 大変長らくお待たせをいたしました。定刻となりましたので、第21回都市計画基本問題小委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます都市局都市計画課の四辻でございます。よろしくお願いたします。

本日は、15名中13名の委員の皆様にご出席いただき、うち5名はウェブにて御出席をいただいております。出席委員につきましては、お手元の座席表をもって御紹介に代えさせていただきます。

資料でございます。お手元に議事次第、座席表、出欠リスト、配付資料一覧とともに資料1から2までの資料をお配りしております。御確認いただきまして、過不足等ございましたら、お申出ください。

また、本日は、ウェブ併用の会議開催となりますので、事前に送付させていただいた注意事項について御確認いただければ幸いです。

また、会場にいらっしゃる委員におかれましては、御発言される場合には机上のネームプレートを立ててお知らせいただきますようお願いいたします。司会者または進行者より順次指名をさせていただきます。

また、本日、天河都市局長におきましては、別件の公務の予定がございまして、18時30分頃をめどに中座をさせていただくということになってございます。大変申し訳ございませんけれども、御了承のほどよろしくお願いいたします。

最後に、本日は速記業者による記録とteams上の録画・記録機能を用いさせていただきますので、あらかじめ御了承いただけましたら幸いです。

それでは、これより議事に入ります。本日は、ゲストスピーカーといたしまして、株式会社日本政策投資銀行ストラクチャードファイナンス部課長兼地域調査部課長でいらっしゃいます北栄階様にプレゼンテーションをお願いをしております。北栄様は、日本政策投資銀行においてグリーンインフラとインパクト投資を通じた持続可能な地域創生を推進

しておられまして、本日、プレゼンをいただくということでございます。

それでは、以降の議事進行につきまして、委員長のほうにお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 承知いたしました。オンラインの委員の先生方もよろしくお願ひいたします。

本日は、「まちづくりGX」について事務局よりまず御報告をいただきます。その後、株式会社日本政策投資銀行の北栄様よりプレゼンテーションをいただくことになっております。よろしくお願ひいたします。質疑、意見交換などは全ての説明、発表が終わった後にまとめて行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、事務局より報告をお願ひいたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 都市計画課の後藤です。

まず、資料1の1ページを御覧ください。本日のテーマは、気候変動や生物多様性等への関心の高まりを受け、都市行政における緑地の確保や質の向上を図るための民間資金の導入の可能性、また、炭素吸収量の大宗を占める森林への都市の貢献の在り方、また、市街地整備と一体となった面的エネルギー利用について、個別具体的なテーマとして設けております。

こうした取組を総称して「まちづくりGX」と位置づけておりますが、4つ目のテーマで、「まちづくりGX」の主要な推進主体である自治体で当たり前に取り組んでいただくためにどのような施策が必要かという観点からも御議論をお願ひしたく考えております。

それでは、2ページを御覧ください。1つ目のテーマに入ります。都市の緑地については、その多様な効用が言われておりますが、近年は気候変動や生物多様性への関心への高まりを受け、こうした観点から特に注目されているところです。

3ページを御覧ください。現状、東京23区における緑被率は平均で18.5%となっておりますが、これらはヨーロッパの主要都市と比較すると低い数字となっております。

4ページを御覧ください。緑被率の推移について、東京都区部では増加している地域がある一方、多摩地域や政令市では農地や樹林地の減少などにより緑被率は減少している傾向がございます。

また、緑被率の公有地、私有地の内訳で見ても、区部では私有地が公有地を上回ったり、同程度の地域が多い状況にあります。

全国の都市公園等については、従来は国や地方公共団体による整備が中心となっております。

ましたが、その面積は近年横ばいとなっており、都市の緑地において私有地の役割が重要になっております。

5 ページを御覧ください。都市の緑地の創出に当たっては、これまで都市局において、自治体が策定する緑の基本計画に基づき、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備という3本柱で制度や事業を通じ推進してきています。先ほど問題意識としてお伝えした私有地の緑地に対しては、特別緑地保全地区の指定による行為制限や緑化地域といった緑化の義務づけなどにより取り組んでおります。

6 ページを御覧ください。ここからは世界の流れについて御紹介します。冒頭に申し上げた気候変動や生物多様性の喪失など、環境関連のリスクについては、世界経済に対する深刻なリスクとして世界規模で議論が進められております。

また、気候変動と生物多様性に関する政府間パネルにおいては、気候変動と生物多様性喪失を統合的に考慮する必要性が主張されております。

7 ページを御覧ください。来月開催予定のCOP15におけるポスト2020の生物多様性枠組みの採択に向けて国際的な議論が進められておりますが、都市行政に関連しては、都市における緑地・親水空間の面積、質等を大幅増加させることなどについてターゲットとして位置づけられる予定です。

こうした動きを踏まえ、持続可能でレジリエントなまちづくりの必要性があると考えております。

8 ページを御覧ください。こうした環境に対する国際的な議論の高まりを受け、ESG投資が世界的に拡大しているところですが、日本のESG市場も急速に拡大しているところです。

また、投資によるリターンだけではなく、環境、社会、経済にポジティブなインパクトを与えることを主要な目的とするインパクト投資も注目されているところです。この項目については、追って北栄様に御説明をお願いしております。

9 ページを御覧ください。企業による非財務情報を開示する動きが進んでいるところですが、気候変動に関しては、TCFD提言に基づき、今年4月よりプライム市場上場企業に対する財務情報開示が求められています。来年秋には生物多様性に関するTNFD提言も公表される予定です。このように環境に対する民間資金の導入の拡大が想定されているところです。

10 ページを御覧ください。生物多様性に関する海外の都市政策の動きとして、例えば

イングランドにおいては、ほぼ全ての開発事業に対して、開発前と比べ生物多様性の10%増加を法制上義務づけるネットゲイン政策に取り組んでいます。

また、フランスにおいても、公園緑地において生物多様性の保全上、重要なエリアの草刈り頻度を低くして、維持管理コストの低減も図るなど、草刈りのゾーニングを導入する地域もございます。

11ページを御覧ください。SDGsのゴールの1つとして、全ての人のWell-beingを達成することが位置づけられておりますが、都市に住む人々のWell-being向上のためには都市の緑地が重要であることがWHOの地域事務局などからも示されており、人中心へのまちづくりへの機運が高まっているところです。

12ページを御覧ください。緑地のグリーンインフラとしての取組も進んでおります。米国ではグレーインフラの補完、代替としての整備、欧州では生態系サービスの維持・形成を主目的に推進されているところです。

13ページを御覧ください。ここからは政府全体での取組を御説明します。まず、現在、地域生物多様性国家戦略の検討が進められており、昨年のG7サミット合意を踏まえ、新たな目標として、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブを掲げることとしています。

また、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」についても、民有地を生物多様性保全に貢献している場所、OECMとして環境省が認定し、30%に組み込む仕組みの検討が進められています。

14ページを御覧ください。グリーンインフラに関しては、国交省において分野横断的に官民連携プラットフォームを立ち上げ、多様な機能の発揮を通じて社会課題の解決に向けて社会実装の推進を進めているところです。

次のページを御覧ください。来年夏に向けて新しい国土形成計画の検討を進めているところですが、グリーンな国土づくりとして、国土政策の観点からこうした考え方が位置づけられる方向で検討が進められております。

16ページを御覧ください。ここからは民間資金導入の必要性、インセンティブとして幾つかの手法を挙げております。1つ目のグループとして、都市開発に伴う緑地の保全・創出に関連するものです。こちらでは容積率緩和を伴う都市開発プロジェクトにおける環境貢献として、地区内での緑地保全に取り組むような事例が出ているところです。

都市再生特別地区においては、離れたエリアで行われる隔地貢献の取組として、緑地保

全等の環境貢献も求められているところです。

17ページを御覧ください。こちらは千代田区の手町タワーの例ですが、敷地全体の3分の1相当に広場空間である「大手町の森」を整備し、生態系ネットワークの形成に貢献しているものです。

18ページを御覧ください。開発に関連する制度として、一定規模以上の開発に対し、面積に応じて、公園、緑地等の整備を義務づけております。これにより都市内の緑地的な空間創出につながっている事例も存在しています。

19、20ページを御覧ください。2つ目のグループとして、環境認証に関連するものです。客観的評価により、投資家等の民間資金導入につながるのではないかとの観点です。この項目については、追って北栄様に御説明をお願いしておりますが、都市の緑地に関する環境認証制度としては、海外、国内など様々あり、目的に応じて活用がなされているところです。

21ページを御覧ください。環境認証取得によるインセンティブとして、海外の大手REIT会社では、環境認証を取得した不動産にしか投資しないというポジティブスクリーニングの要件としている例もございます。

また、国内においても、環境認証の評価結果が高い物件ほど賃料が高い傾向にあるなど、環境認証取得に係る経済的インセンティブが民間調査結果で示されているところです。

また、第一生命では、不動産運用において環境認証を取得した物件に対するハードル・レート引下げを可能にするなど、環境認証を取得した物件に対するインセンティブが生まれてきています。

22ページを御覧ください。最後のグループとして、緑地保全推進の担い手・活動支援という観点となります。緑地保全推進に当たっては、市民やNPO等による活動が地域において重要な役割を果たしています。また、こうした取組に対しては、民間企業の助成などによりその活動が支援されている例もございます。

23ページを御覧ください。市民やNPO等の取組として、エリアマネジメント活動として、都市の貴重な緑地である農地の保全・活用を行い、地域のまちづくりへ展開している事例が出てきております。

24ページを御覧ください。市民やNPO等による緑化保全推進の活動に当たっては、民間企業や市民からの資金を受け入れて、都市緑化推進機構などの公益法人等が実施する例もございます。

25 ページを御覧ください。こうした良質な都市の緑の確保・創出に向けて、海外や国内の事例としては、国としてビジョンを掲げるとともに、量的・質的な目標値を掲げることによって企業や個人の協力を求めつつ施策を進めているところです。

26 ページを御覧ください。1 つ目の論点として、青杣のところとなりますが、都市の緑地の確保や質の向上が一層求められる中、都市の緑地への民間資金の導入を図るためにはどのような方策が有効かということについて、主に3つの観点、1 つ目として、都市開発に併せて、緑地の確保や質の向上を図るためには、金融面など、どのようなインセンティブを付与することが有効か。

2 つ目として、事業者が取り組みやすく、投資家にとっても判断しやすい環境整備として、認証制度の活用や社会的インパクト評価指標の整備など、どのような方策が有効か。

3 つ目として、企業や個人の一層の協力を求めていくためにはどのような取組が有効か、といった観点から御議論をお願いしたいと考えております。

続いてのテーマとして28 ページを御覧ください。都市は地方部から様々な恩恵を得ながら活動を行っておりますが、今回の「まちづくりGX」という観点から、CO₂吸収や生物多様性等に寄与する森林に着目して、都市政策・まちづくりの観点から、森林の整備・保全という観点から連携が不足しており、後押しするようなアプローチを検討する余地があるのではないかという問題意識からテーマとして取り上げております。

29 ページを御覧ください。森林面積は国土の3分の2に当たり、日本は世界有数の森林国となっています。

また、面積ベースで、人工林の半分が50年生を超えて成熟し、利用時期を向かえております。

30 ページを御覧ください。こうした森林資源の有効活用においては、資源の循環利用を図るため、カーボンニュートラルにも寄与するよう、間伐やエリートツリー等による再造林などの森林整備など、「グリーン成長」の実現に林野庁を中心に取り組んでいるところです。

31 ページを御覧ください。こうした森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林環境税や森林環境譲与税が創設されています。森林環境税については、再来年度からの徴収となりますが、こうした財源を活用し、都道府県や市町村が行う森林の整備や促進に関する施策が一層進められることとなります。

32 ページを御覧ください。こちらは住宅局の取組となりますが、住宅建築物における

木材利用を促進させるため、構造関係規定等の規制の合理化、先進的な技術普及の促進、住宅における木材の利用促進に取り組んでおります。

33 ページを御覧ください。CO₂などの温室効果ガスの排出削減量を国や企業間等で売買可能とする取組としてカーボン・クレジットがあり、森林管理、植林、ボイラー更新、太陽光発電設備導入等のプロジェクトが対象になっています。

34 ページを御覧ください。日本政府によるクレジットメカニズムとしてJ-クレジットがございます。クレジット創出者が行った温室効果ガスの排出削減、吸収増加につながるプロジェクトを国が認証し、そこで認証されたクレジットをクレジット購入者が購入し、自社の削減量として公表することができる制度となっています。

35 ページを御覧ください。J-クレジットの具体的な事例としては、総合デベロッパ一会社において所有する森林における間伐などによる森林経営活動に基づき、国によりクレジットが認証されているところです。

36 ページを御覧ください。経済産業省においては、GXに積極的に取り組む企業群として一体となって「GXリーグ」を設立し、来年度以降、企業による自主的な排出量取引が開始する予定となっています。

37 ページを御覧ください。2つ目の論点として青榨のところになりますが、炭素吸収量の大宗を占める地方部の森林整備・保全を図るために、都市政策・まちづくりの観点からどのようなアプローチが可能か、御議論をお願いしたいと考えております。

39 ページを御覧ください。3つ目のテーマに入ります。国内の温室効果ガス排出量は2014年度以降、減少傾向にございますが、二酸化炭素総排出量のうち約5割が都市活動に由来しており、その対策が急務です。脱炭素社会の実現に向けて、持続可能でレジリエントなまちづくりにおいてもエネルギーの効率的な利用が求められていると考えております。

40 ページを御覧ください。エネルギーの面的利用のテーマにおいては、こちらのよう
に、地区や街区内で近接して立地する複数の建物について、自立分散型のエネルギー供給施設をエネルギー導管のネットワークで連携し、熱や電気といったエネルギーを面的に融通するシステムを指しております。

41 ページを御覧ください。エネルギーの面的利用は、用途が異なる複数建物でエネルギーを融通することにより、エネルギー需要やエネルギーピークの平準化に寄与し、効率的なエネルギー供給を行うことができます。

42ページを御覧ください。エネルギーの面的利用は、スケールメリットを生かして、様々な再生可能エネルギー、未利用エネルギーを受け入れることによって街区の低・脱炭素化にも寄与しています。

43ページを御覧ください。こちらは面的エネルギー事業の1形態である熱供給事業に限定した統計となりますが、その実施地区数は2000年代前半をピークに減少傾向にあります。また、現在展開している事業のうち約半数が東京都内となっています。

実施主体は、東京都内は、不動産会社系、鉄道会社系、一方、東京都以外は、電力会社やガス会社等のエネルギー関係会社が広く事業を展開しています。

45ページを御覧ください。整備済みの面的エネルギー事業のうち、大都市、地方都市の観点から優良事例を掲載しております。左の大丸有地区は広域的に取り組んでいる事例、右の小諸市は、コンパクトシティの取組の中で病院、公共施設の建て替えに合わせて事業を導入した事例となります。

46ページ、47ページを御覧ください。こちらは自治体の取組として札幌市と東京都を挙げております。いずれも、誘導策として事業者に対してインセンティブを付与し、独自に整備促進に取り組んでいますが、こうした取組は、現在、全国で見ると限定的になっております。

48ページを御覧ください。海外においては、例えば、デンマーク、イギリスにおいては接続義務が課されているというところがありますけれども、ヨーロッパを中心に取組が進展しているところです。

50ページを御覧ください。3つ目の論点として青枠のところになりますが、都市におけるエネルギーの効率的な利用を行うために、1つ目、自治体を含めた各主体においてエネルギーの面的利用に関するプライオリティを高めていくためにどのような取組が求められるか。また2つ目、こうした取組の一層の推進に向けてどのような支援策が求められるかという観点から御議論をお願いいたします。

52ページを御覧ください。最後のテーマに入ります。自治体における「まちづくりGX」の浸透状況についてアンケートを取った結果をお示ししていますが、自治体においては、カーボンニュートラルに向けて都市行政としての目標がないなど、まちづくりとの連携の必要性について認識が低い状況となっております。

53ページを御覧ください。都市行政に関連する計画という観点でこうした現状を見ますと、緑化保全、緑化推進に限定して調べた結果とはなりますが、市町村マスタープ

ランに緑地保全・緑化推進を位置づけている都市は多いのですが、立地適正化計画において位置づけている都市というのは非常に限定的な状況となっております。

54ページを御覧ください。市区町村が策定する緑の基本計画についても立地適正化計画と連携している事例は5.2%と限定的な数字となっております。

55ページを御覧ください。先の1から3の論点でお示ししたとおり、「まちづくりGX」への取り組む必要性が高まっている中、青枠にございます都市行政・まちづくりの当たり前として「まちづくりGX」に取り組んでいただくために、1、自治体がプライオリティを上げていくためにはどのようなことが求められるのか、2、都市の緑地の量確保、質の向上を図るためにはどのような都市計画が求められるかという観点で御議論をお願いしたいと考えております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございます。それでは、続いて日本政策投資銀行の北栄様から御発表をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【日本政策投資銀行（北栄様）】 ありがとうございます。ただいま御紹介にあがりました日本政策投資銀行の北栄と申します。今日は15分ほどお時間いただいておりますので、ざっと概要等について御説明できればと思っております。

私、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの金融部会長を拝命しておりますけれども、ふだんはストラクチャードファイナンス部というところで、国内及び海外のインフラに対しての投資、融資を行っております。実際、今日はESG投資とインパクト投資についてお話をしてほしいと仰せつかりまして、実際金融機関の現場のほうでどういうふうに関与しているのかといったところであったりとか、あと、最近のESG投資の流れみたいところ、その辺も評価も含めてお話をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初にお断りなんですけれども、本日お話しする内容、あくまで金融機関とか投資家から見たときのグリーンに対する目線という形になりますので、委員の先生方からすると、グリーンの評価とか価値とか、そういうものじゃないんだという御意見もあるかなと思っておりますけれども、あくまで金融から見たときの目線というところで御容赦いただければと思っております。

まず1ページ目でございますけれども、ESG・インパクト投資の話をする際に、基本的なお金の流れというところを押さえておくとその後の議論がスムーズになるかなと思

ますので、そのところを御説明させていただければと思います。

よくESG投資、ESG投資と、あと、インパクト投資とか、最近非常にはやり言葉のように使われておりますけれども、投資家がESG投資を行っているというふうに、よく盛り上がっていると言いますけれども、投資家が必ずしも直接企業とかプロジェクトとか国・自治体等にESG投資を行っているというわけではなくて、下に図がございますけれども、いわゆる機関投資家と言われる、アセットオーナーと言われる人たちなんですけれども、こういった大規模な投資を行うような人たちは、直接行うわけではなくて、間に資産運用会社というものを挟んで、そこにお金を預けて、資産運用会社が自らESG投資を企業体に対して行っていくといったようなお金の流れになっております。

一方で、我々もそうなんですけれども、銀行であったりとか、一部の証券会社等については、自分たちで企業のESGに対する取組を評価して、企業、プロジェクト、国に対して直接お金を流すといった形になっております。

ですので、直接お金が流れていく場合と間に運用会社を挟んでいく場合と2パターンがあると御理解いただければと思っております。

その際、どういうふうにESGに対する取組を評価しているのかというところなんですけれども、右下のほうに「評価・認証機関」とオレンジ色の箱がございますけれども、どうしても数多く投資をしていく中で、一つ一つの企業に対する取組を評価していくといったところにはやはり限界がありますので、外部の評価・認証機関といったところが、個別の企業に対してのESGの取組を評価して、その評価結果を使って資産運用会社がここはESGに優れているといった企業等に投資をしていくといった形になっております。

一方、銀行のほうも、こういったこの評価・認証機関の評価を使うこともあるんですけれども、それ以外にも自分たちなりのフレームワーク、評価のフレームワークを使って、それに基づいて実際に投資をしていくというケースもあるといった流れになっております。

ですので、この辺の評価・認証機関がどういう評価をしているのかであったりとか、銀行が個別の評価というのをどういうふうにやっているのかといったところを次のスライドで御説明させていただければと思っております。

2ページ目でございますけれども、釈迦に説法のところもあるかと思うんですけれども、この辺のESG投資のルール策定というところがまだ進捗中というところで、確定したものがあろうというわけではございません。その辺りがどういうふうに今策定が進んでいるのかといったところをまずお話しできればと思っております。

この辺のESG投資のルール作成については、欧州が主導で行われておりまして、これに反対するというわけではないんですけれども、主導権争いといったところが、アメリカ、日本も含めて行われているといったような状況でございます。

そういった中で一番大きな位置づけを占めているのが、御存じのEU Taxonomyといったようなものになっております。御承知のとおり、EU Taxonomyと申しますのは、EUが持続可能な発展を遂げていくために、何がグリーンで、何が持続可能な経済活動なのかといったところを分類分けをしたものになっております。こちらはまだ策定中というところではあるんですけれども、大きく6つの分野に分かれておりまして、気候変動の緩和、適応、それから水に関するところであったりとか、あと、循環経済への移行に関するもの、あと汚染の防止・管理、そして生物多様性といった、大きく6つの分類に分けて、それぞれの中で、どういった企業活動といったものが環境に優しいのか、持続可能なものなのかといったところを一つ一つ定めていっているといったような状況でございます。

EU Taxonomyというのが、ESG投資であったりとか、この後に御説明するインパクト投資にも非常に大きな影響を与えておりまして、例えばEUの中でCSRDという、企業のサステナビリティ報告指令という、企業の活動のサステナビリティについて開示をなさいといったような基準があるんですけれども、ここにも影響を与えておりますし、EUの中でのサステナブルなファイナンスがどういうふうにしていけばいいのかといった、そういったプラットフォームがあるんですけれども、そこにも影響を与えているといったところなんです。

この影響というのがEUだけではなくて、横のほうがいろんな国際的なというか、国際的な機関になるんですけれども、例えば右のほうにICMAというものがありますけど、ここが国際資本協会と言われるところなんですけれども、グリーンボンドとかソーシャルボンド、サステナビリティボンドと言われる、いわゆるグリーンなところに投資をしましょうといったものの原則というのがあるんですけれども、こういった原則にも影響を与えておりますし、その下にIFRSという形で、いわゆる国際的な会計基準の開示の指令がある、基準があるんですけれども、この中で、いわゆる財務情報だけでなく非財務情報についても開示のルールを決めているような国際的な機関があります。IFRSの影響については、日本だけじゃなくて、世界、海外全ての企業が影響を受けるんですけれども、ここに対してもEU Taxonomyが影響を与えているといったような状況で

ございます。

それ以外にも、ISO、いわゆる世界標準化協会ですけれども、ここでもサステナビリティファイナンスがどんなものなのかといったところの標準化の作業が今行われておりますけれども、ここにもEU Taxonomyが大きな影響を与えているといった中で、EUがこういった主導権争いの中で一歩リードしているといったような状況でございます。

一方、アメリカ、日本はどうかというところなんですけれども、アメリカはトランプ政権のときはどちらかというところだと反ESGという形で、ESGよりももっと経済的なリターンというのを重視すべきだといったような流れが強かったんですけれども、バイデン政権に替わりまして、もっとESGを推進していこうと。グリーンディールという言葉が使われておりけれども、そういった形で一気に姿勢が変わってきたといった中で、アメリカの中でも気候変動に関する企業の開示のルールをつくらたりですとか、もしくはESGへの取組というのを開示していこうといったルールが今つくられているといったところでございます。

一方、日本なんですけれども、御承知のとおりかと思えますけれども、EU Taxonomyに対抗するというわけではないんですけれども、なかなかEU Taxonomyの基準を日本で一気に適用するというのはなかなか難しいという中で、もっと気候変動に対する意向のところを強めていこうといったところで、トランジション・ファイナンスの基本方針といったものを環境省がつかたりですとか、もしくは金融庁のほうでもインパクト投資に関する勉強会などを行って、日本独自のそういったルールづくりをしているといったような状況でございます。

このページをなぜ御説明したかと申しますと、EU Taxonomyという大きな枠組みがある中で、いろんなESGに対する評価といったところも、EU Taxonomyにどうしても参照するような形でないとなかなか評価として認めてもらえないといったような状況があるといったところでございます。

ですので、今後、グリーンに対する評価をどうしていくのかと、こういった評価をすれば投資が日本にどんどん来てもらえるのかといったところを考える際には、EU Taxonomyがどういうふうな形になっているのかみたいなどころをしっかりと踏まえた上での評価であったりとか認証制度をつくらないとなかなか投資家には使ってもらえないといったところを御理解いただければなと思っております。

次のスライドではインパクト投資についてなんですけれども、インパクト投資、ESG

投資とよく一緒に話られることもあるんですけども、ESG投資はどちらかというと企業全体の環境や社会に対する活動を評価して投資をしていくというものなんですけれども、インパクト投資の場合は、どちらかというともっと個別のプロジェクトに関して、経済的リターンだけではなくて、環境、社会に対するポジティブなインパクトをより追求していきましょと、そこを評価していきましょといったところで始まった投資でございます。

こちらが、出自は、実は1990年後半ぐらいからこういった動きというのが実はございまして、国連が行ってきたようないわゆる開発経済の中で生まれてきたような考え方でございます。

ですので、幾つか大きな原則みたいなものは既にあるんですけども、UNEP FI、国連のファイナンス機関になるんですけども、ここがポジティブインパクト金融原則といったものをつくったりですとか、さらにその下にある世界銀行の下部組織になんですけども、IFCというところがインパクト投資運用原則など、結構大きな枠組みを今つくっているといったところでございます。

ただ、インパクト投資の分野におきましては、ESG投資よりも少し遅れているところがございまして、インパクトの評価というところが個別プロジェクトごとの評価になってきますので、どういうふうに評価をすべきであるかであったりとか、その辺りのところが非常に個別事情によるところも多いと、大きいというところもありますので、まだきっちり決まった基準であったりとか評価方法があるというわけではございません。

ただ、インパクト投資の4要素というところは共通的に言われているところでございまして、真ん中ほどに1、2、3、4と書いてありますけれども、まず、どういったインパクトを志向しているのかと、インパクトを目指しているのかといったところをまずしっかり特定しなさいと。その上で、そのインパクトがどのようにそのプロジェクトをやることによって生まれるのかといったところを事前にしっかり評価をして、その上で実際のプロジェクトをやった後にインパクトをモニタリングした上で、最終的にそれがどうなったのかといったところを情報開示していきましょといった、この4要素といったところは大きく定まっているところでございます。

それぞれの中でどういったインパクトがあったのかといったところは、個別のプロジェクトであったりとか、外部の評価機関であったりとか、そういったところを使いながら、インパクトの特定、測定を行っていくといったような状況にございます。

一応認証制度もあるんですけども、ここもそんなにまだ使われているといったものではなくて、非常に個別具体的な形が多いのかなといった状況でございます。

次のスライド、4ページ目から、実際認証制度がどういうふうにできているのかといったところを、ちょっと手前みそで恐縮なんですけれども、我々の銀行でもGreen Building認証といったものを持っておりますので、こちらを使って少し御紹介できればと思っております。

DBJのGreen Building認証、2011年にできたものであるんですけども、そのときにも既に世界的な環境評価のLEEDと言われるようなものとか、そういった環境不動産の認証制度というものはあったんですけども、どうしても日本の不動産に当てはめると実情に合っていなかったりとか、当てはめが難しいといったところもございましたので、何か世界的にも通用しながらも日本の企業にも当てはめやすいようなものがないかといったところで作りましたものでございます。

実際つくるに当たりますは、使ってもらえないとやはり意味がないといったところもありましたので、世界的な不動産運用会社がよく認証を取得するものでGRESBというものがあるんですけども、右の真ん中のところに丸のような円があるんですけども、これが当時から、今もそうなんですけれども、不動産の運用会社が取得している認証制度になります。これであったりとか、あとは海外の認証制度であるLEEDであったりとか、そういったものにうまく当てはめられるようなものをつくろうといったところで行っております。

ですので、我々のGreen Building認証を取ることによって、その上位概念であるGRESBの評価・認証を受けるときにプラスになるような、そういった設計なども行いながら、かつ国連の様々なイニシアチブであったりとか、PRIとか、そういったものにもうまく適合するような、平仄を取るような内容のものをつくってきたといったところでございます。

5ページ目のところは飛ばさせていただきまして、次、6ページ目のところに行っていたらと思うんですけども、こちら、本当に概要になるんですけども、我々のGreen Building認証がどういう評価分野があるのかといったところをほかの認証制度と比較しながら並べさせていただいております。

一番右に海外でもよく使われているLEEDという評価・認証制度も載せておりますけれども、こういった形でLEEDとも整合性を取るような形にもしておりますし、先ほど申

し上げました国連のイニシアチブとの整合性であったりとか、ほかの様々な不動産評価ツールも考慮しながらやってきているといったところでございます。

それぞれの認証制度につきましては、評価分野は共通したところはあるんですけども、それぞれの認証制度ごとの哲学の中で評価分野ごとの重みづけを変えているといったような、そういった状況になっているというところでございます。

最後に、実際のインパクト投資の事例といったところを1つ御紹介できればと思います。7ページ目になるんですけども、こちら、アメリカのワシントンDC、アメリカで行われています環境インパクトボンド、いわゆる環境のインパクトに着目した投資について1つ御紹介をさせていただければと思っております。

こちら、DC Waterというアメリカの上下水道会社が発行したインパクトボンド、債券になっております。こちら、どういった環境に対してのインパクトをもたらしたのかというところなんですけれども、ワシントンでも合流式下水道になっておりまして、ここからの越流水によって河川が環境汚染されていたと。それをグリーンインフラで解決していかうといったようなプロジェクトがあったんですけども、この資金を環境インパクトボンドによって発行したといったような事例でございます。

8ページ目に行ってくださいまして、具体的にどういうインパクトを測って、どういう結果があったのかといったところを御紹介できればと思うんですけども、こちらの表の一番下のところにインパクトの査定方法というところがありますけれども、最終的には河川的环境を改善するといったところが目的だったんですけども、そのためには河川の流入量を減少させないといけないと。ですので、雨水がグリーンインフラを整備する前と後でどれぐらい雨水の流出量が減ったのかといったところを測るといったことを行っております。

下のほうに本当に簡単なロジックモデルを載せさせていただいておりますけれども、先ほど申しあげましたように、グリーンインフラを整備することによって雨水の流出量が下がって、それによって河川的环境が改善するといったところ、実際の目標値を定めたような商品をつくったといった形になっております。

この際、一番の目的は河川的环境改善であったんですけども、それ以外にも、都市型洪水の防災であったりとか、あとは住環境の改善、そして雇用の創出といったところも目的として掲げております。

実際のところ、DC Waterのワシントンのほうではなかなかグリーンインフラに

関するような人材がいなかったといったところもありますので、そういったところの人材の輩出といったところも行っていきたいといったところで、こういったインパクトも目指してやってきたといったところでございます。

ただ、それが成功したか、失敗したかといったところに関しては、いろんなインパクトの出し方があるんですけども、それを全て投資家に見せていってもなかなか理解ができないというところもありますので、ですので、この事業が成功したかどうかの判断については、あくまで河川の流入量の減少があったか、なかったかといったところだけをポイントにしているといったところでございます。

この事例を御紹介した趣旨としましては、インパクトの評価って非常に専門的なところでもあるんですけども、投資家であつたりとか一般の人からするとそこを理解するというのはなかなかどうしても難しいですし、説明も非常に難しいといったところがありますので、できるだけ分かりやすい指標であつたりとか評価の仕方といったところが重要になってくるといったところかなと考えております。

そういったところが非常に賛同を得まして、このインパクトボンドにつきましては、ゴールドマンサックス等をはじめとする大きな機関投資家から大きな資金を集めることができたといったところで大成功を収めたといったところでございますので、そういった点がポイントかなと思っております。

最後にまとめと、私見になりますけど、都市のグリーンへの期待といったところで、9ページ目になるんですけども、これまで御紹介しましたとおり、ESG投資については、やはり世界的な潮流であつたりとか、世界でどういうルールづくりが行われているのかといったところが非常に重要かなと思っております。やはりそういったものを背景にした評価であつたりとか認証制度を使わないと、なかなか投資家から使ってもらうことはできません。

ワシントンDCの環境インパクトボンドでも御紹介しましたとおり、やはり分かりやすさであつたりとか、あとは定量的にそれが評価できるのかといったところが金融的な目線からすると重要になってきますので、そういった観点が必要であろうと思っております。

ですので、今後日本の中でもこういったインパクト投資、ESG投資、我々も進めたいと思っておりますけども、評価に当たっての様々なデータがなかったりだつたりとか、評価手法がなかなか確立されていないといったところもありますので、そういったところからの行政からのサポートであつたりとか、いわゆる評価をしやすいような環境づく

りみたいなものがあつたりすると非常に進んでいくのではないのかなと思っております。

最後になりますけれども、ここまでお話しした内容は、あくまでE S G投資という大きな機関投資家からお金を集める場合の制度であつたりとか世の中の流れといったところでございまして、必ずしもE S G投資とかインパクト投資って、機関投資家だけではなくて、もっと小さな市民レベルであつたりとか、いろんな企業からの投資といったところもあるかなと思っております。

ですので、こういったお金集めの話をするとき、どうしても大きな話と小さな話がごっちゃになってしまうと論点がぼやけることがよくあるかなと思っておりますので、その際には、調達主体が誰であつて、何のためにお金を集めるのかというところと、それを誰から集めたいのかといったところで恐らく評価の観点が変わってくるのかなと思っております。

ですので、今後、日本の様々なまちづくりの中でもそういったところを意識しながら、じゃあ、どういった評価が必要なのかであつたりとか、どういった人から集めたいのかとか、そういったところを考えていくと、おのずと資金調達の仕方みたいなところというのは決まってくるのではないかなと思っております。

すいません。簡単になりましたけど、私からの御発表とさせていただきます。ありがとうございました。

【委員長】 北栄様、どうも的確で分かりやすいお話ありがとうございました。大変参考になると思います。

それでは、今から御意見、御質問いただきたいと思います。どなたからでも、どちらの話題提供に関しても結構なんですけれども、いつもと同じような感じなんですけど、部屋にいらっしゃる委員の方は発言希望があれば名札を立てていただいて、オンラインの委員の方は挙手機能でお知らせいただければと思います。ちょっと僕、見落として順番前後したりすることあるかも分かりませんが、何とぞ御容赦くださいということをお願いします。

あと、御質問の回答は基本的には最後にまとめていただければと思っておりますが、短い御質問に関しては途中でお答えいただくことがあるかも知れません。よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

挙手、挙がっていますね。すいません。〇〇先生ですね。〇〇先生、どうぞお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 すいません。〇〇です。多分これから皆さん御専門の見地から様々な御意見いただけると思うんですけども、ちょっと私、すみません、ちょっと抽象度が高いかもしれませんけれども、今日の議論のアジェンダセッティングみたいな話で、ちょっと気をつけたほうがいいなと思うことを2点だけ申し上げさせてください。

これ多分、都市に関する基本問題小委員会なので、要は一般的にGXを進めるためにはどうしたらいいのかとか、そういったような議論よりはもう少し絞ったほうがいいのかなと。都市計画決定権者、あるいは都市をマネージする人間として、都市計画法をはじめとしたいろんな手法を持っている人が、どうやってGXに対して効率的な貢献ができるのかという観点から考えたときに、最初の国交省のプレゼンを見ると、やや問題の設定とか、そういうものが少し一般的過ぎるのかなという気がしております。

要は、都市という空間を制御するいろんな都市計画法をはじめとしたツールを持っている人間として、どうやってGXを進めていくのかということ考えた場合に、多分御発表いただいたESG投資に関しても、それは金融的な支援を充実させていくとか、グリーン認証したものについてすごい手厚い何らかの支援をしていくというのは重要だとは思いますが、それって多分ESG不動産とか、住宅局とか、様々取り組まれていることだと思いますので、恐らく都市局の議論の場で議論すべきものというのは、恐らく、お話があったように、空間的な位置づけがあって、連担性を確保するとか、あるいは立地適正化計画で誘導すべきというところの環境を物すごくよくするようなものについて支援を手厚くするとか、そういった空間的な観点からどうすべきかということがより深く議論されないといけないんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

それと裏腹なんですけれども、恐らく人口減少とか、都市開発ばんばんやりましょうというような、そういう世界じゃない世界でどうやって緑を増やしていくとか、そういった世界というのは、どっちかという、恐らく誘導区域外のところで、多分空き地とか空き家とか、そういったようなものができるだけ荒廃しないで、生産的な、あるいは環境上、いい緑に変えていくというような、そういうことのほうが、多分活用し得る資源としては私はポジションが高いんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、跡地に関する計画がありますけれども、ああいったようなものをどうやってもう少し充実させていくのか、そういった方向の議論のほうが、開発に伴ってどれだけ緑を創出していくとか、そういったようなものよりも、もう少し私は重点化したほうがいいのかなという気がしております。それが1点目です。

2点目は、国交省様のほうから御提示いただいた、森林に対してどうやって都市が貢献するかという話なんですけれども、それって、森林が重要で、森林に対して貢献しなければならぬというのは、日本国民としては貢献しないといけないでしょうけれども、都市を空間的に管理している人間が、森林に対して貢献をするということについて、物すごく一般的な文脈ではやらないといけないのかもしれませんが、森林と都市の関係性みたいなものというのはもう少しダイレクトにひもづけたほうがいいのかなど。

何を申し上げたいかという、森林が大切だから一生懸命いろんな政策を講じましょうみたいな話になった場合には、かなり善意といいますか、いいことをやりましょうみたいな、そういう世界に陥ってしまうんじゃないかなと思います。

分かりやすいものとして、例えば都市の公物管理者として森林からどれだけ恩恵を受けているのかとか、そういったダイレクトな関係があるような場合には、当然の義務として、その貢献に関して、いろんな支援をしていきたいと思いますとか、義務を都市側でも負いたまうという、そういう森林と都市の因果関係といいますか、コーザリティみたいなものをもう少し詰めたほうがいいのかなど。

非常に分かりやすいのは、東京都の水源涵養林とか、ああいったような関係があるのであれば物すごく分かりやすいんですけども、そういった因果関係みたいなものの議論をすっ飛ばして、森林は非常に大切だから森林を保護しましょうみたいな、そういう話だと、すごく一般的な頑張りましょうみたいな、そういった制度しか出てこないような感じがするので、もう少し森林と都市というのがどういうメカニズムで関わっているのかということをしきりと議論してから、何をやるべきなのかということ議論したほうがいいのかなど思いました。

すいません、3番目のエネルギーの話につきましては、おっしゃるとおりかなという気がしております。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございます。重要な点御指摘いただいたかと思えます。

〇〇先生、お願いします。

【〇〇臨時委員】

それでは、皮切りに3点ほど指摘をさせていただいてよろしいでしょうか。まず第1に、そもそも話として、「グリーン」という言葉ですが、環境という文脈で使っているのか、オープンスペースという文脈で使っているのか、さらにはもっと絞り込んで、漢字でいう

「緑」という文脈で使っているのか、ともするとこれらが混同されてしまいがちなところがあるのではないかなと思います。決してどの言葉として使わなきゃいけないということではなく、明示的に使い分けることが求められるのではないかと思います。

本日のGX（グリーントランスフォーメーション）にしましても、CO₂の排出削減として語られることもあれば、生物多様性として語られることもある。あるいは空間的にも、グリーンインフラであったり、公園緑地であったり、森林であったりする。非常に多種多様な概念を包括して、何となくざっくりと「グリーン」と呼んでしまっているところが、まずは気になるところです。繰り返しになりますが、そこを明示的に使い分けることが、まずは必要なのではないかと思います。

2点目としては、論点として提示していただいた話に対して変化球的なことになってしまいかもかもしれませんが、森林、林業だけではなくて、農地、農業も含みつつ、広域的・包括的な都市地域計画としての緑地計画が必要なのではないかと思います。

前回は分散型都市圏という、小さなクラスターとしてのコンパクトな都市群が圏域全体に分散配置されている広域都市圏のイメージとして提示をさせていただきましたけれども、例えばそうした広域都市圏を前提としながら、農地や森林と都市との距離をミニマム化するとか、あるいは、周辺の農地や森林と都市との接線の部分の総延長をマキシマム化する森林や農地と市街地との広域的・包括的な関係性を考える必要があると思います。それを通じて、CO₂の問題だけではなくて、バイオマスの供給源としての森林、水の涵養のための森林、食料の供給源としての農地、洪水時のバッファーとしての農地といったような、こうした様々な機能をうまく都市が享受できるようにするためには、空間をどのようにデザインしたらいいかという、広域的・包括的な緑地計画が必要なのではないかと思います。

というのも、言うまでもありませんが、CO₂の問題だけではなく、これからの社会を考えると、エネルギーや食料の安全保障といった観点からも、都市に近接・混在した森林や農地は無視できない存在になっていくわけですので、都市は基本的に系外からエネルギーや食料を調達すればいいじゃないかといっても、誰も売ってくれないという事態が目の前に迫りつつある。そういう中であって、少しでも自給自足していくような圏域を形成していくという観点からも、今申し上げたような広域的・包括的な緑地計画が必要なのではないかと私は思います。

それから3点目は、もう少し都市の中の緑やオープンスペースに限った話として、保全

整備をめぐる新しい発想がやはり必要なのではないかと考えています。論点の4に比較的近いと思いますが。例え話で恐縮ですが、私、都市の公園緑地は携帯情報端末（スマホ）みたいなものなのではないか、学生とも議論したりしています。

つまり、多機能なんだけれども、どの機能1つをとっても、最高・最先端ではないということですね。例えば携帯情報端末って、カメラ機能もあれば音楽端末機能もありますけれども、カメラ機能として考えたら、大きなレンズがついている一眼レフにかなうわけないわけですし、音楽情報端末として考えても、据え置き型のステレオにかなうわけもない。

ですから、個々の機能をとると最高・最先端ではないけれど、それをオールインワンにパッケージ化にして携帯できるようにしたと。かつ、それをクールなデザインにまとめたところが、携帯情報端末がものすごい勢いで世界中の社会に普及したことの背景にあるんだらうと思うんですね。

さらに、各機能を直感的にオペレートできる。つまり、一々取説を広げる必要もないし、機能ごとに基本的なオペレーションが異なるわけではなく、すべて直感的にオペレートできて、かつそれもアプリをダウンロードしたり削除したりするという形でカスタマイズもできると。

そういう発想でこれまでの都市の公園緑地をめぐる施策が展開されてきたかということ、実は個別機能の最新・最先端化といった発想に近いこととして、既存の施策は展開されてきたのではないかと考えています。そうした発想で、果たしてこれからも考えていってよいのだろうか。むしろ、オールインワンパッケージのもと、シームレスかつ直感的なオペレーションが可能であるといった、携帯情報端末をデザインするような発想のもと、これからの施策の展開方向を検討すべきなのではないかと考えております。

これからの縮小社会の中にあっては、従来の発想とは異なる、新たな発想のもとで制度を設計し、施策を展開していく必要があるのではないかと考えた次第です。

【委員長】 携帯情報の発想、とっても面白いですね、着想として。ありがとうございます。全体を概念として再整理いただけたかなと思います。どうもありがとうございます。

次の方はどなたでしょうか。別にパスでも構わないんですけど。どうしましょう。どなたも行かれませんか。オンラインはどなたか手挙がっていますか。

挙がってないですか。

挙がりましたね。〇〇さん、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。私のほうから、今日の論点の3に当たりますエネルギーの面的利用についてお話をさせていただきたいと思います。今、神戸市のほうで考えておりますこと、2点ほど紹介させていただきたいと思います。

やはりこういった取組の推進には自治体が明確に方針とかメッセージを発信する必要があると考えておまして、1つは、これから四、五年先の分譲開始を目標にしまして新たに産業団地を整備しようとしておりますが、それをスマート産業団地と名前をつけまして、特に再生エネルギーの活用等、環境に配慮したような先進的な産業団地として整備すると。こういったことを公表させていただいております。

具体的には、100ヘクタール程度の産業団地でございますが、なかなか全てのエリアは無理ですけども、一定のエリアにおきまして、再生エネルギーだけを利用をするような、例えば太陽光発電を積極的に行い、蓄電池を設置をする。こういったことを促進をしていこうということでございます。

こういった複数の事業者が一体的に再生エネルギーを利活用する取組については、なかなか事業者にヒアリングをしてみましても、民間のビジネスとしては採算を取るのが難しいと聞いておりますので、やはり行政としまして、初期投資の支援ですとか、また事業者間での連携を促進をするような調整役、こういったことが求められていると考えてございます。

また、今日北栄様からお話がありましたようなインパクト投資、こういったものを引き出すためにどういう施策が有効かと、こういったことも考えていきたいと思います。そういった上で、我々都市局の部門といたしましては、産業団地の土地利用ですとか再生エネルギーの活用を踏まえた計画にしていきたいと考えているところでございます。

もう1点は、エネルギーの面的利用につきまして、我々のほうでは神戸スマート都市づくり計画というものを策定をしておまして、特に建築物の集積を生かした効率的なエネルギー利用の促進ということを目標に掲げてございます。現在神戸市が取り組んでおります都心の三宮の再整備におきましても、建物間で冷房などを使用する熱源の融通を行うということを計画をしております。

具体的には、市の拠点駅であります三宮駅の新しい駅ビルとその近くにできますバスターミナルのビルの熱源を熱導管で連結をさせましてエネルギーを効率的に利用しようとするものでございます。こういった取組につきましても、なかなか複数の事業者間の連携につきましても、我々行政も入って調整をしていく必要があると考えておりますし、これも

初期投資等についての行政の支援ということも必要と考えております。

こういったことをやっていくためには、冒頭申し上げましたように、自治体としてスマート都市づくりをやっていくんだと、こういうメッセージを明確に打ち出していくと、こういうことが重要と考えておまして、こういうことを今からしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございます。ぜひほかの自治体さんにも参考になるような取組としていただけるとありがたいです。

〇〇先生、手挙げていただきました。よろしく願いいたします。

【〇〇臨時委員】 よろしく申し上げます。まずは、こうしたテーマをこの委員会で取り上げていただいたということ自体に非常に大きな価値があると思います。それに対して感謝申し上げます。

ただ、〇〇先生が最初におっしゃったように、様々な話が混ざり過ぎて、少し分かりづらかったように思っています。政策投資銀行様のご説明でも、スケールの大小の違いについて言及されていましたが、空間的な大きな話と小さな話、金額的に大きな話と小さな話、それから、緑については質の話と量の話がかなり混ざった状態で話題提供していただいたため、全体的に分かりにくく感じました。

また、これも〇〇先生のご指摘と繋がりますが、今日の話は空間オリエンテッドの話と活動オリエンテッドの話があって、空間をベースに考えると、例えば〇〇先生がおっしゃった広域計画や、食料生産の場、あるいはこれまでも議論してきた流域圏の話だとか、流域治水とか、そういう話になりますし、活動がベースになりますと、お金とか投資、CO₂、ライフスタイルといった話になって、その2つが重なるところが、例えばエネルギーの面的利用といったことになるのだろうと思いました。その辺りを少し交通整理してまた検討いただくと非常によいのではないかと思いました。

また、神戸市様も仰っていたように、日本のCO₂の排出量のかなりの部分、50%が都市活動から排出されているということもありますので、都市がGXに積極的に取り組むことは非常に重要なことだと思っています。そのためには、まずはこれまで都市分野が培ってきた技術、スマートシティやほかの情報技術であるとか、あるいはコンパクトシティだとか、そういうことともう少しつなげて議論ができるとより実効性が担保できるのではないかと思いました。

最後に、カーボン・クレジットと森林管理の話につきまして、私自身も少し研究したことがあるのですが、政策投資銀行様の話にもあったように、基準となる数字がない部分が多すぎて、計算しようと思っても、なかなかどの数値が適正なのか分からない状況が発生しました。やはり何らかの評価基準、しかも分かりやすい評価基準をつくっていかないとクレジット制度は成立しない部分があるので、そういう基本となる情報の整備も重要だと思います。

もう1つ、私は都心のある区の再開発の評価委員を努めているのですが、再開発に伴って相当な量の緑の創出が行われています。それに対しては事業者も負担感を持ちながら取り組んでいる面もあると思いますが、一方で、緑を伴う開発自体が社会的・経済的に高い価値があると見られている面も十分にあって、だからこそ緑のある開発が実際に可能になっていると思っています。投資だけではなく、緑があることによって空間自体の質や価値が実際に高まっているという基本的なことをきちんと社会に対して発信していくことも重要だと思いました。

雑駁になりましたが、以上です。ありがとうございます。

【委員長】 先生、御専門で強い分野だと思いますので、引き続き、どうぞウオッチいただければと思います。ありがとうございます。

あと、次は〇〇先生、お願いします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。よろしくお願いします。

ちょっと専門外の点が多いのですが、論点整理の1の具体的に検討が必要な事項の①の「都市開発に併せて緑地の確保や質の向上を図るためには、どのようなインセンティブを付与することが有効か（金融面等）」と書いてあるので、恐らく容積率緩和ではない話が何かないかだと思いますが、その点と論点整理の2の地方部の森林の整備・保全を図るために、都市政策・まちづくりの観点からどのようなアプローチが可能かという点についてお話ししたいと思います。

東京都の緑の保全・創出に資する域外の取組の評価を容積率緩和をされています。環境貢献とも言われていますが、都心などの都市再生特別地区を対象に、多摩地域などの森林・緑地や空き家・空き地を活用して緑地を創出しようという取組に対して200%を限度に容積率の緩和をしましょうという制度が東京都は盛り込まれています。こうした制度を今後、拡充すべきかどうかも含めて議論の余地があるのかなと思っています。

隔地貢献という言葉でお話しさせていただくこともありますが、大都市ばかりで動くの

ではなく、大都市の開発が動くことによって、隔地の森林や、〇〇先生がおっしゃったように、需要がなく、新規では建てられないが、空き家・空き地をきちんと維持管理しながらより環境のためになるようなものにしていくという取組に対して、大都市と郊外・地方が連携しながら両者が動いていく仕組みを都市政策やまちづくりの観点で新しくつくっていく必要があるのではないかと考えています。

その中で、都心や需要があるところの開発でのインセンティブとなると、現時点ではまだ容積率となっていますけれども、今後は容積率緩和がインセンティブにはなっていない可能性があります。そのときに、今日お話いただいたような環境やCO₂の話が出てきて、中長期的にはカーボンオフセット、J-クレジットなどが必須になってくるだろうなと。

そのときに、容積率ではなくて、こうした森林、地方とか郊外の放置された民有林の森林所有者に対して働きかけを行ったり調査をしたりということが結局必要になってきます。東急さんのように自社で保有しているもの以外の放置された森林とか、そういったものをきちんと整備したり保全したりというような取組を推進していくには、森林所有者に対してのアプローチが必要で、そういったアプローチに対する調査費用や整備費用というものを、有利な融資制度を設けて、隔地貢献の中に入れていくということが必要かではないかと考えています。

というのも、開発区域内の融資制度というのはあるんですけど、開発区域から離れたところに対する補助制度や融資制度がないので、そういった制度を設ける、あるいはそこにESG投資を視野にいれていくことで、都市政策側から森林や放置民有林に対しての民間側からのアプローチが積極的になっていくのではないかと。ただ、本当に方向性自体がいいのかどうかも含めて検討してみる価値はあるのかなと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。隔地貢献の話は僕も言おうかと思っていたんですけど、言われちゃいました。ありがとうございます。

〇〇さんですね。〇〇さん、どうぞ。

【専門委員】 ありがとうございます。都心のエリアマネジメントの立場からですけれども、やはりどうしても小さな物語も大きな物語も私たちの現場の中では混在してきますので、なかなか自分自身も整理できないところなんですけど、印象に残ったことを少しお話ししたいと思っています。

都心で活動しているときに、ビジネス利用の方と住むという職住融合をしている地域に関しては、やっぱり住む人の論理と働く人の論理が大分対立するところがあるというところに苦勞することがあるんですが、グリーンというものがそこをつなぐ、住んでよし、働いてよしというところが非常につながるといふふうには、ふだん、接点になるなということを感じています。

その上で、論点のところのWell-beingという観点なんですけれども、なるべく名古屋、広い道路の中で、植栽帯を豊かに、緑豊かなまちにしていこうという方向性を地域のみんで描いていて、量の話に関しても、やはり中身の在来のものをなるべく植えていこうというような運動を起こしている中で、1つの小さなエリアに関しては、名古屋市が設定する植栽帯と植栽帯の間に我々が設置する緑を設置することによって緑を連続させるという取組をしまして、そこの管理をエリアマネジメントでやっています。

その管理をエリマネでやることによって、地域の福祉事業者にその管理をお任せするというのをやっているんですけれども、そういった公共空間、道路の中での緑の関係というものをつくっていく、グリーンインフラを整えていくということの、本当に小さなエリアでやっていることなので、そういった活動をつなげていけると、もうちょっと面的に広げていけるといいなと思っていますところなんです。

ですので、心のライフスタイル、ワークスタイルの好循環を生むというときに、協力をどんどんお願いしていくというときに、心の健康の見える化、グリーンによって心の健康が見える化することができないかなという、そういった評価指標があり得ないだろうかということを感じているところなんです。

あとは、再開発で地域貢献型の再開発が1つできますと、次のプロジェクトの話があったりして、そうするとどういった地域貢献が都市計画決定に向けてあり得そうかみたいな相談をいただくので、やはりグリーンということも私たちが話をするところなんですけれども、先ほどの価値の見える化、評価、どうセンシングしていくとか、ビッグデータをどうやって使っていくところで、不動産同士がお互い高め合っていくということで町の価値を高めていきたいと私たちが思っていますので、やっぱりそういった効果の見える化というのはぜひ促進できるようになるといいなと感じています。

一方で、私たち自身ができることとしては地道な勉強会なんだろうなということも思っていて、Green Building認証の勉強会も政策投資銀行さんにやってもらったりだとかもしていたんですけれども、そういった地道な勉強会や調査ということは私た

ちもできることなので、そういった活動に対してのサポートというのも非常にありがたいかなと思っています。

もう一つ、論点2の森林のことなんですけれども、私たち、都市の木質化という活動をしていまして、なるべく山の県産材、流域圏の木を使って、町にいても森林を守ろうという活動をしておりますけれども、ここ10年続いている、名古屋大学と地域の人たちで続いている活動ですけれども、皆さんのモチベーションになっているのが何かというと、やっぱり都心がいかに負荷をかけてきているかということの反省みたいなものが大きくて、先ほどもありましたけど、どういった、どこまで負荷をかけているのかだとか、そういうのが分かりやすく伝わってくるといいなと私も思いました。

以上です。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。グリーンが人をつなげるという視点、御指摘いただいたと思います。どうもありがとうございます。

僕、オンラインばかり見てて、部屋を見ていなくて、〇〇先生と〇〇先生、手挙がっていたんですけど、どちらが先でしたでしょうか。〇〇先生、先？ じゃあ、お願いします。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。地区スケールのまちづくりや市街地再整備において、気候変動緩和策・適応策をどう導入できるかということの研究の柱の1つとしております。今日のお話、すごく大変勉強になったんですけれども、ESG投資やインパクト投資の多くが、その対象は建物単体、あるいは大きな市街地開発、あるいはインフラですね。なんですけど、多分「まちづくりGX」考えるときは、もう少し広く、建物、インフラ、あるいはいろんな公共空間を含む地区レベルの取組にも着目する必要があるのではないかなと思っています。

CASBEE街区とか、LEED-NDがってあるんですけれども、基本的には大規模な再開発で適用されるようなもので、日本の場合、あまりこれから大規模な開発がどんどん出てくるような状況ではありませんので、一般の既成市街地でどう「まちづくりGX」に取り組むかということが大事だと思っています。

その中でArcなどという新しいものも出てきまして、期待しているところですが、多分エリマネやまちづくりとGXとをうまくつなげなければいけなくて、今〇〇さんからお話があったような、都心のエリアマネジメントもありますし、一方で、これからむしろ空洞化する郊外の地域でのエリマネとか、都市農地と宅地が混在するような地域でのエリマネも

本当は求められるんだと思うんですね。例として言った3つの地区を見ても、環境負荷が全然違うので、うまく全体として投資を誘導するようにしながらも、負担をかけている都心から郊外にうまくお金が回るような仕組みを都市の全体のフレームとして考えていく必要もあるのではないかなと思います。

地区スケールのまちづくりの話に戻りますと、今、建物の環境性能とか、そもそも築年数とか、それからエネルギー消費のデータがあれば、いろんなことが検討、プランニングができると思うのですが、そもそもそういうデータがちゃんとそろわない状況なので、PLATEAUをはじめとして、情報のデジタル化と一般公開が始まっていて、すごく期待しています。「まちづくりGX」と、あと、デジタルトランスフォーメーションのDXも併せて取り組む必要があるのではないかなと思います。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございます。オンラインで今ちょっと一瞬音が途切れたみたいですけど、大丈夫ですかね。復活していますかね。

〇〇先生からはエリアでちゃんと考えることという重要な御指摘をいただきました。どうもありがとうございます。

それでは、〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。2点ほどお話しします。まずは論点1で、都市の緑地ということで、私も〇〇先生おっしゃったように、グリーンと言われたときに、多様な意味がありますので、どこかなと思ったんですけども、一応論点1が都市緑地のというふうにありましたので、緑地、緑ということで意見させていただきます。

いろんなところで言わせていただいているんですけども、緑は、つくったときがスタートで、その後、適切に維持管理していかないと、なくなってしまったり、負荷になってしまふと。生物ですので、そういった側面が非常に重要だと思っています。

なので、整備のみならず、維持管理に視野を広げたような方策とか支援とかいうものの必要性というのは今後ますます重要になってくると思っています。

適正な管理の評価を確立していく必要があるんじゃないか。その場合、その評価というのは、緑の影響、もちろん環境的な影響もそうですけども、地域の社会的な意味とか、文化的な意味とか、いろんな側面、それこそこれも〇〇先生の3番目の多機能であるということだと思ってしまうんですけども、そういった評価をしっかりとできるような体制に持っていくと。それがひいては、例えばですけれども、再々開発みたいなことが視野に入ってきてお

りますけれども、再々開発の際の評価の参考にするとかいうことになる、民間側の開発するときのインセンティブにつながって、いくんじゃないかと思っております。

というわけで、維持管理というところにも視野を広げたことを考えていただきたいと思っております。

2点目は、私も今日の資料、本当に多岐にわたって、どのような話をすればいいかちょっと分からなかったんですけども、資料の論点1も論点4も、持続可能でレジリエントなまちづくりの必要性というところが第一歩目にありまして、レジリエントなまちづくりということについて少しお話ししたいと思います。

WHOでまさにこの間、レジリエントと健康のための都市計画というレポートが出されています。これ、3つのレポートから引き出される考察みたいなことで、3つのレポートの1つは、指標の評価をしています。もう既にある指標を評価しつつ、都市計画でレジリエントと健康ということをどう評価していくのかというようなことがまとめられています。

やはりこういう指標を、先ほどのお話で、金融的にも、世界的な指標を日本に読み替えるという話もありましたけれども、世界で、UNとかOECDとかいうところを出している指標を少し並べながら、日本でどのような指標ができるのかということは非常に重要だと思っております。

先ほど北栄さん御自身で最後に、大きな、小さな、つまり、ミクロなのか、マクロなのかみたいなお話もされていました。ミクロのエリアで、地域で緑をどうしたいかというような、レジリエントのためなのか、健康のためなのか、何のためなのかという、そういったある程度の計画があると良いと思っております。地域のグリーン計画、環境、オープンスペース、緑、エネルギー、全てのことが入っているような、何かそういう絵を地域で持っている、先ほどの名古屋の話もありましたけども、地域貢献を引き出すときとか、もしくはエリアマネジメントで部分相当とか、いろんな意味でいいんじゃないかと考えておりました。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。WHOのレポートの御紹介も大変参考になると思っています。ありがとうございます。

それでは、ウェブで〇〇先生、手挙がっていますね。お願いいたします。

【委員】 今日、遅れてすいません。今さっき資料を送っていただいて、皆さん論点1がとおっしゃっているその論点1がどこに書いてあるかがちょっと分からなくて、私が申

し上げることがすごいとんちんかんだったら申し訳ありません。

資料1の38ページ以降に市街地整備の話と熱供給、面的な開発の話があったので、そこをちょっと先に、そののとお話してもいいですか。

【委員長】 どこでも全然オーケーです。

【〇〇委員】 説明聞いてないので、見ただけで申し上げることになってしまうんですけど。

【委員長】 それでいいです。

【〇〇委員】 私、札幌の都心のエネルギーマスタープランから、それから、あと、今日の資料の中にもあった「E！まち開発推進制度」、あれもずっとやっているんですけど、私自身、容積緩和の仕組みがあってもいいと思っているんですね。どこで稼げるのかというので、稼げる床が必要だったら、それをつくって、そこで排出されるものをどうやってゼロにするのかというオフセットの仕組みさえつくればいい、そういうふうに思っています。

ちょうどイギリスから帰ってきたばかりなんですけど、2年イギリス行ってないで、戻ってきてすごく思ったのが、日本はすごい遅れていると思いました。何でかという、イギリスは、大規模開発したときに、駐車場はゼロになってしまっている。駐輪場はつくるけど、車は入れないとか、それからあと、再開発等すると、地域冷暖房も日本は第2世代ですけど、向こうは第5世代までいっちゃっている。デンマークと同じようなことをやっていて、すごい勢いで新しいものを導入し、脱炭素に行くための仕組みというのを、市場が認識するというよりも、公共側がまずそれを導入して、後から市場がそれを認識する。そして今度は、市場がそれがないとお金が集まらないというふうに戻ってきているということで、マーケットもそれを望むというふうにすごい変わってきているところからすると、何か日本って2周ぐらい遅れているんじゃないのかなという感じがしました。民間とか、あと市民の理解ということを丁寧にやっていくべきところと急いで進めないと遅れてしまうところがあるなというのをすごく感じたところです。

札幌でも今議論しているのが、排出量の算定方法なんかについても、シーエルトウェンティの活用物件なんかをより増やしていこうとすると、今の仕組みだとなかなか評価ができなかったりしていて、この辺りが今後どうするのかということも話題になりました。

それからあともう一つ申し上げたいのが認証の仕組みなんですけど、いろいろ日本に適合するものというのを考えるのはいいんですが、結局、認証の仕組みがすごいたくさんあ

って、分かりにくい気がしているんです。いろいろ研究している側からもそう思うので、一般社会への浸透が、仕組みが多ければ多いほど浸透しづらくて、社会が認知しないと日本の場合ってなかなか結果的に広がらないんじゃないのかということが非常に気になります。

仮に投資する側が認証の仕組みを使っているとしても、認証されている建物の見える化が進んでいないので、その見える化というのはネットで見れば分かるというような話がありますが、自分から見に行かないといけないということからすると、これはなかなか一般化しません。それとも一般化しなくてもいいから投資さえ集まればいいと考えるのもありだと思っと思うんですが、それをやると、特定のところまで来たらそれ以上投資が集まらないことにならないかというのが私は非常に気になるところです。

以上です。

【委員長】 御指摘ありがとうございます。投資が全般的に日本はされてないというのが全体の問題ですよね。ありがとうございます。

〇〇先生、お待たせしました。よろしく申し上げます。

【〇〇臨時委員】 まずは北栄さん、貴重な御報告ありがとうございました。企業として社会的な意義を示すパーパス (purpose) などが企業経営の観点から必要とされつつあるものの、環境保護とかグリーンという観点だけでは株主や市民に理解が得られにくい中で、本日御紹介していただいた評価・認証の仕組みというのは非常に興味深く、重要であると思います。特にエビデンスをどう提供するのかという点は期待をしていきたいし、大変勉強になったところです。ありがとうございます。

次に、資料の1のほうに関連してなんですけれども、論点として問われている内容に直接答えるものではないのですが、コメントさせていただきたいと思います。グリーン化を考える要素として緑への着目が重要であるというのは言うまでもないことなんですけれども、土地利用という観点から考えた場合に、緑地や生態系の維持などの基盤となっている地表面の被覆に代表される土地の人工化の問題に着目する必要があるのではないかなと考えています。つまり、日本の概念でいうと、自然的土地利用を都市的土地利用に転換しない、あるいは、都市的土地利用を自然的な土地利用に転換していくという考え方です。

〇〇さんの話で日本は遅れているという話がありましたが、ヨーロッパ諸外国においては近年気候変動のレジリエンスに対応する法律が制定されてきています。これは北栄さんのおっしゃった欧州の動きが影響しているとも考えられますが、例えばフランスでは20

21年8月に気候変動レジリエンス法という法律が制定されました。この法律は様々な分野の内容が定められているのですが、とりわけ土地利用の分野においては、2032年までに自然の土地、農地、森林の開発・転用を50%に半減させ、2050年までに土地の人工化を純増加ゼロにするという目標が設定されました。

そして、ここが重要なのですが、気候変動レジリエンス法の制定を受けて、都市計画法典の条文の60か所以上が書き換えられています。気候変動レジリエンス法の趣旨に即して改正されているということです。

具体的には、広域計画であるスコット（SCOT）と市町村で策定するローカルプランであるPLU、plan local d'urbanismeに人工化ゼロに関する規制誘導内容を示して実現していくというものです。

仮にですけれども、日本の制度に引き寄せて例えるならば、例えば立地適正化計画に自然的な土地利用と都市的土地利用の増減の目標値を設定して、都市的土地利用の純増加を半減あるいはゼロにするために、地域とどこをどういう方向で実現するのかというものを記し、実現していく、というようなものではないかなというふうには、法文を読んだ限りでは理解をしています。

また、実は規制だけではなくて、むしろ、都市的な土地利用を自然的な土地利用に転換していくという点が非常に重要で、都市的土地利用から自然的土地利用に転換していく事業については評価をして、税制も含めて様々な支援措置が行われる。かなり大規模な予算が組まれて、それが運用されているという状況で、さらに政府は、既に人工化、すなわち都市土地利用となっている放置された土地、例えば、日本であれば空き家のようなところ、空き地・空き家のようなところとか、あるいは工場跡地などを自然的土地利用に変換する、あるいは再生可能な土地に転換していくというプロジェクトが進んでいまして、そのプロジェクト数が500以上に及んでいるという状況です。

このようにヨーロッパ諸外国では人工化という点に着目して、グリーン化や、あるいは気候変動のレジリエンスという考え方をかなり進めている状況です。

日本においても生物多様性を維持してGXを実装化していくというようなものの基本として、基盤となるものとして、そして都市のコンパクト化という都市構造の改革の一環として、土地の人工化を減少させる目標や実現というような観点を検討してもよいのではと考えています。

以上です。

【委員長】 法的とか制度的なところにちゃんと手を入れないとということなんですよね。それだけの覚悟を持ってやらないといけない話なのかなとお聞きして思いました。

〇〇先生、引き続きなので、多分法的なことをもうちょっと補足いただけるのではないかと思います。

【〇〇委員】 すみません。一番最後の論点の4のところ、都市行政で当たり前にかグリーンのことを論ずるよという、そういう課題が出ているんですけど、これは場合分けをしていただいて、居住誘導区域のような内部での緑はどういうものを期待してという話と、郊外部の人がいなくなったり、跡地になったりしたようなところとか、荒廃したようなところの緑の話は全然状況が違うので、その2つをしっかりと場合分けしていただいて論ずるというのが大事かなという気がしました。

その上で、今度は法体系の話なんですけど、今日の資料でいうと5ページのところに緑の施策の体系というのがあるんですけど、この体系の中で緑の基本計画と立地適正化計画があんまりうまくしっくりいってないという、そういう話があったんですけど、自治体のほうとしてみたら、これは国の制度が都市計画法に代表される都市計画の仕組みと特別措置法に基づくコンパクトシティの二元的になっていて、それで緑の計画というはどっちかという都市緑地法で位置付けられ、都市公園を整備するときの方針とか、重点地区の整備するときの事業の基礎の話として、そういう都市計画法体系の中のものどみんなが思っていたのを、立地適正化計画でも考えてくださいということだとすると、先ほどの話に戻りますけど、立地適正化計画の中での内部と都市郊外の緑の話というのををしていただいて、それに合わせて結びつきということを言わないと、なかなかくっつかないという気がするんですね。

ですけど、くっつかないと言ったのは、法制度上の問題だけで、地方公共団体の定め方を見ると、緑の基本計画をつくって、これが実は都市緑地法の法定計画であり、また条例上の自分たちの緑の計画であり、また、都市計画のマスタープランの一部であって、さらには生物多様性の基本法の地域戦略を具体化していますなど、みんな融合してやっていますところがある。

先ほど〇〇先生おっしゃったように、グリーンの問題ってすごく多様な機能を持っているものなので、法的な仕組みに基づいてばらばら切るよりは、むしろ一体的にやるというのが一番素直なやり方のような気がするので、そうだとすれば、こういうことを後押ししながら、その中に何を盛り込むのかということを書いていく法体系の作り方が必要なのか

なという気がします。

そのときの補助の仕方ですけど、何とか貢献という場合の貢献の中身を、今までの公共貢献とか、環境貢献だとあまりに漠としているので、グリーンが例えば健康に大事だということなのか、地域の土砂災害とか、そういう災害防止に役立つのかとか、オープンスペースが欲しいのかとか、それとか憩いのための緑なのか、CO₂削減目的なのか、水源対策なのかという、公共性との関係で絶えず貢献を考えるというような形でしないと、あまりに漠とし過ぎるので、その関係をすっきりして制度設計していただくと、いろんな貢献が整理できる、そういう気がします。

それと、今日、民間に頑張ってもらおうという話なんですけど、これはやっぱり行政も頑張らなきゃいけないんじゃないかという気はするわけです。グリーン購入のときに、役所がまず頑張って、環境に優しいボールペンみんなを買ったりとか、椅子とか机買ったんだとすれば、役所がやっぱり地元の森林を使った建物を頑張って造るとか、そういうことやると地域保護の補助金だと言って怒られるのかもしれませんが、何かそういうような公共の関与をする場合の1つの理由づけになるというようなことも含めてやる必要があるというようなことをいろいろ思いました。

それと、エネルギーの面的利用のところは、面白くお話聞いたんですけど、あそこは容積率を上げるというのも1個ですし、例えば街区とかまたいだようなときには、公道の下での占用許可とかも1つ有用な誘因にはなるという気がしたんです。その使い方とかも今後の1つの課題かなと思いました。

すいません、ばらばらなことを申しました。

【委員長】 御指摘どうもありがとうございます。

よろしいですかね。あと、〇〇委員さんですね。

【〇〇専門委員】 どうも〇〇です。やはり人口減少がすごくて、それに合わせて立適ができて、その立適の誘導区域の中をどうするのかみたいな話があって、それに追いつくかのようにオープンスペースの話が出てきて、都市公園の使い方がすごく柔軟になってきて、そういった取組を一くくりで表現するとすれば、やっぱり「まちづくりGX」というのがすごく当てはまってくるんじゃないかなと思うんですよ。

国土交通省都市局さんのほうでも「まちづくりGX」をどんどんアピールしていただくと、我々も市民の皆さんに説明するときに、「まちづくりGX」というのがあって、ただ単にコンパクトシティだけでやるのではなかなか説明しにくい部分があるので、そこについ

て、「まちづくりGX」という説明の仕方がすごく分かりやすいなと思うんですね。

今、我々、地元で都市再生整備計画の事業をやっている、一部、事業メニューで道路をやろうとしていたんですけど、最近の「まちづくりGX」とかグリーンインフラの話聞いて、道路じゃなくて公園にしようという考えになったんですよ。公園にするというのは、ただ単に平板ブロックでぺたぺたやって、コンクリートだらけにして、植栽ばっばっというだけじゃなくて、そこに水が集まってくるという地域特性を踏まえて雨水を浸透させようねという考え方に切り替わって、都市再生整備計画の変更を今かけているんですけど、そういったこともあるので、やはり「まちづくりGX」って、都市局の仕事としてはすごくメインの事業にもなるかもしれないので、そこら辺をもっとアピールしていただければ、我々もいろいろな事業に取り組んでいけるなと思っています。

以上です。

【委員長】 応援演説もいただいたということで、ありがとうございます。

あと、じゃあ、私ですね。すいません、ありがとうございます。非常に貴重な御意見等いただきまして、僕も大変勉強になりました。まず、北栄さんにちょっと教えていただきたいなと思うことから1つなんですけれども、これ、金融の側の立場の話をしていただいたんですが、借りる側の立場に立ったときに、例えばDC Waterさんというのは、ほかに選択肢、借りる選択肢というのはほかにどんなのがあって、どういう判断でこういう借り方を選ばれたのかということがちょっと分かれば教えていただきたいというのがあります。それが1つですね。

あと、事務局からの御説明に関しては何点かあるんですが、まず、実態ですね。グリーンについては〇〇先生の御指摘のとおり、いろんな見方があると思うんですけども、土地利用のそもそも変化がどうなっているのか、それは単に緑被率というだけじゃなくて、どういう土地利用がどういう土地利用に変わっているのかという変化の中で緑の占めるものがどうなっているのかということやちゃんと押さえないとまずいんじゃないかということですね。それは人口減少しているのに自然的土地利用はどんどん減っているという実態がどれぐらいのスケールで進んでいるのかということやちゃんと理解しないといけないということが1つ。

あともう一つは、今日のお話で私が個人的に一番ここは整理してほしいと思ったのは、緑に関する生活環境に関する話と地球環境に関する話がごっちゃになっているということですね。生活環境の部分は、〇〇先生御指摘のように、地域の中で最先端でないものでも

うまく役に立つし、〇〇委員さんおっしゃるように、人をつなげる材料になっていくんだと思います。けれども、少なくとも地球環境レベルのことは、都市でどうするかということでは対応できなくて、隔地貢献したところでボリューム的には全然足りないわけですよ。アマゾンの森林を保全するほうがよっぽど大事な話なので、そここのところのバランスをどう考えるかということは、都市住民にとって、食物をどこから取るかということも含めて、エコロジカルフットプリント的にちゃんとバランスを考えなければならない時代になってきたんだろうと思います。やっぱりちゃんと変化も含めて実態を見ないといけない。そこを何かすっ飛ばしている感じがしていて、そこはちょっと何とかしたほうがいいんじゃないかなと思いました。

そうなったときに、バランスを取るのには、これは〇〇先生が御指摘されましたけど、個別の建物の話じゃなくて、やっぱりエリアになるわけです。そうなったときには、やっぱり自治体が、行政が大事と〇〇先生も指摘されましたけれども、1つの大きな役割を担わないといけないということになるんだと思います。

さらに、そうなったときには、本当にその貢献、いろんな貢献が、評価はシンプルにするにしても、イギリスで最近ネイチャーベースドソリューションという言葉が言われていますけれども、本当に自然にとってプラスになっているのか、取りあえず事業がやりたいがためにそれをやっているんじゃないのかというふうな公的なチェックがかからないといけないんじゃないかと思っています。

そういう意味でも、立適とかと今ある制度の中でうまく活用していくというのは、〇〇先生御指摘のとおり、ちょっと本気でやったほうがいい、今回の一連の審議の中でこれを取り上げるのであれば本気でやったほうがいいことかなと感じました。

あともう1点だけ、資料の50ページのところでエネルギーの相互融通の話があるんですが、これは実は経産省との絡みの話になりますけれども、日本のスプロール市街地はエネルギー利用の面からいくとスマートシティとしての素質を十分に有しているということなんです。一戸建て住宅で太陽光の電池余りますので、集合住宅のほうで足りないところを補えると。現状は新しい集合住宅にだけ太陽光パネルを補助するというふうなことを結構やられているんですけど、実は集合住宅、皆さん生活パターン一緒で、1人当たりの太陽光パネルエネルギーも少ないので、実は非常に効率の悪いスマート化にしかありません。そういう意味でスプロール化した日本の各地域というのは、実はエリアの中で電力の相互融通というのは非常に効率的にできるという仕組みに計算上はなっています。逆潮流

の問題とかあるんですけれども、技術的には解決できていく話だと思うので、そういうことも含めて面的なエネルギーの利用というのは都市局的にやれることというのは本当はあるんだと思っています。

すいません、私もちょっとしゃべり過ぎたかも分かりません。残り10分でございますので、取りあえず北栄さんから、こういういろんな意見が出てちょっと面食らっておられるか分かりませんが、お話しいただけることをお話しただいて、あと事務局からもお話しいただけることをお話しただきたいと思います。よろしくお願いします。

【日本政策投資銀行（北栄様）】 ありがとうございます。本当に都市計画の専門の先生方からのお話聞いて、私、全然都市計画は素人ですので、大変勉強になりました。ありがとうございます。

最初に〇〇先生から御質問いただきましたDC Waterがほかに選択肢なかったのかという話を先にお答えできればと思うんですけれども、DC Water自体は上下水道会社なので、比較的民間に近いので、環境インパクトボンドを発行する前に通常のグリーンボンドであったりとか通常の債券というのを実は発行しておりまして、そういった発行実績というのはありました。

ですので、そういった方法で資金を調達するという選択肢もあったんですけれども、今回、DC Waterとしても初めてグリーンインフラに取り組むというところもありましたので、本当にうまくいくかどうか分からなかったと。ですので、投資家からお金集めるということももしかすると難しいんじゃないかというところの判断があったというのが1つです。

もう一つが、今回、雨水の流出を防ぐということですので、いわゆる普通に配水管とか下水管を新しく整備するというのも選択肢としてはあり得たんですけれども、結局それやってしまうとまた二酸化炭素の排出量が増えるとか、結局そういったことにもなってしまうので、なので、防災とか河川的环境という意味ではいいことかもしれないんですけれども、違う方面の環境への影響も与えてしまうと、悪影響を与えてしまうというところもありますので、ですので、もうちょっと環境にいいところをアピールしながら資金集めをする必要があったといったところで、今回環境インパクトボンドという仕組みを取り組んだといったところでございます。

これ、民間企業ですし、ほかの海外の行政もそうなんですけれども、やはりどうやってお金集めるかというところに非常にかなり皆さん苦心をいらっしやいまして、結局そ

れができなくなると、特に海外の行政とかはそうなんですけれども、自分たちのエリアに企業が進出してくれなくなると。そこに新しい投資であつたりとかをしてくれなくなるといところが非常に強い危機感としてありますので、それは別にデベロッパーとか、そういった話だけではなくて、そこで経済活動をする全ての企業に対して、我々の自治体というのはこうした環境を先進的にやっていますので、そういったところにインパクトといところをしっかりと与えていきたいと考えていますという、そういう後押しがないと企業もどんどん来てくれなくなつて、結果的に人口減少につながっていくといところもありますので、そういった危機感といところからこういった環境インパクトボンドみたいな仕組みとか、そういったE S G投資にも取り組んでいるといところがあるのかなと思っております。

〇〇先生からも、今日御説明した環境認証には、街区単位、大きくても街区単位ぐらいで、物件単位が大きいという話もありましたけれども、必ずしも都市とか町に投資をするのって別にデベロッパーだけじゃなくて、そこで活躍する、経済活動をしているような普通の企業とかも大いに関係するところかなと思っております。

最近、とある電力会社の方からこういったインパクト投資ができないかという話をちょっといただいたりもしているんですけども、やはり彼らって地元のインフラ企業なので、そんなにもうからなくてもいいけれども、地域のためになるような事業をやつて、それに対して地域に対する影響をうまく与えることができれば、その分電力を使ってくれる人がまた増えると、人口も減らないといつたところもありますので、やはり地域が衰退していくのを見過ごせないといところがあります。

ですので、電力会社として地域の活性化につながるような事業であつたりとか、地域貢献ができるようなところのプロジェクトを電力会社としてもサポートしていきたいと。ただ、それというのは別に電力会社としてお金になる仕事ではないので、通常のお金の集め方といところはなかなか難しいと。なので、そこで何かインパクトをうまく表すことによつて、そこにお金を出してくれる人を集めることができないかといような、今、相談を受けて、やっております。

ですので、あくまで認証とか評価とかつて、どうしても不動産会社のお話だけではなくて、そこで活躍する、活動する企業全てに当てはまる話かなと思っておりますので、彼らがどういふうに地域に対して貢献しているのか、環境的にも社会的にも貢献しているのかといつたところをうまく示してあげれば、またそういったところにもお金をつけてくれ

る人もできると。それによって、企業に対してお金がついて、それが回り回って都市であったりエリアであったりにもお金が回ってくるというような仕組みができ上がるのではないのかなと考えております。

あと、インセンティブという話も出ましたけれども、必ずしも行政からのインセンティブというところも、なかなか財政が厳しい中で限界があるかなと思っておりまして、そのインセンティブを与えられるというところが、ESG投資、つまり、投資家がインセンティブを与えているというところの1つかなと思っております。

こちら、今、とあるデベロッパーさんとお話をさせていただいているんですけども、いわゆるエリアマネジメントとかの活動ってお金を生まないというところがありますので、なかなか大手のデベロッパーでも資金集めみたいところはどうしても苦労すると。どうしても寄附的な活動になってしまったりと。そこに対して、どういう地域に対して、そういったエリアマネジメントの活動というのがインパクトを与えるのか。つまり、どれぐらい人が来るようになったかであったりとか、そこで働いて住んでいる人のウェルネスの向上になっているのかといったところをしっかりと示すことができれば、それを評価してくれる投資家がいるんじゃないかといったところで話をしております。例えばですけども、我々の金融機関がそのインパクトを評価してあげて、それが達成できればその分金利を少し下げてあげますよと。それによって企業の持続可能な活動にもつながって、結果的に企業の株価も向上するので、金融機関としてもリターン上がりますよねといったような仕組みもできるかなと思っておりまして、そういったところを多分欧州とかも含めて、外部資金の活用みたいところというのは狙っているんじゃないのかなと。

つまり、必ずしも行政からのお金だけを別に当てにしているわけではなくて、そういった民間からのお金をどうやって集めて、それが企業活動の活発化にもつながって、回り回って投資家のリターンにもなっていくかみたいところといったところを目指していくところが今後のESG投資とかインパクト投資の流れになるのではないのかなと考えております。

すいません、ちょっと長くなってしまいましたけれども、皆さんのお話を聞いてそういうふう感じた次第です。

【委員長】 ありがとうございます。どう好循環を生んでいくかという観点から整理いただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、すいません。

【鈴木都市計画課長】 都市計画課長の鈴木でございます。先生方、御熱心な議論、誠にありがとうございました。北栄さん、非常に今日、貴重なお話、ありがとうございました。

実は今回の資料、本当に今日、貴重な御意見を賜りましたが、我々も、まとめ方とか、材料の集め方に大変苦勞いたしました。ただ、根っこにある思いというのは、実は、これは先生方に釈迦に説法なところございますが、伝統的に、恐らく都市も含めて、公園を除いて緑って公物でないの、なかなか整備だったり、質、量ともに増やしていくという手法論みたいなものが、恐らく道路とか、そういうものに比べると若干伝統的には弱かったんだろうと思っています。

そういうところで、手探りな部分もありますし、整備や保全の難しさ故に、逆に都市公園法なんかでみだりに廃止するなというようなことも書いてあるんだろうと思っていますが、そういう中で、世の中の価値観が変わってきたというところをとらまえて、より多くのプレーヤーの方に参画してもらうということが何とかできないだろうか。その1つの手法が金融だったりするのではないかと、そういうような思いで、先ほど先生方の中で、都市が自然に負荷をかけてきたことへの反省というようなこともおっしゃっていただいたんですが、そういう社会の気持ちというか、共感のようなものをうまくとらまえることができるかなというのが、今回のテーマとして大きくあったものではございます。

とはいいながら、いろいろ御指摘いただきました、特に緑の定義でありますとか、あるいは切り口となる軸、スケールの違いだったり、質か、量か、あるいは空間か、活動か、あるいは、生活環境か、自然環境か、こういった、今日本当に貴重な御示唆をいただきまして、我々なりにもう少ししっかり頭の整理をしていかなきゃいけないなというようなことを痛感しております。

さらに、今日、多機能ということで携帯という非常に有意義な例えをいただいたかと思うんですが、多機能であるがゆえに、その分、我々の頭の整理というのもしっかりしたものが求められるのかなと思ってございます。

あと、もう一つは、コンパクトシティということ都市局で標榜してございますけども、それと緑というのを絡ませて、都市の技術というお話もいただきましたけれども、考えていったらいいのではないかと。これも非常に貴重な御示唆だと思ってお聞きをしておりました。

また、とはいえ、「まちづくりGX」頑張れという応援もいただきました。我々としても

やっぱり住民の皆さんのクオリティ・オブ・ライフをどういうふうに上げていくかということの中で、定義ももちろんしっかりしないといけないんですけども、GXというものをどういうふうにうまく政策に位置づけていけるか、引き続きしっかり検討してまいりたいと思っております。

本日、誠にありがとうございます。

【鎌田市街地整備課長】 すいません、一言よろしいでしょうか。市街地整備課長でございます。本日は御議論いただきまして、ありがとうございます。面的エネルギー利用のほうを担当しております。

最後に〇〇先生からスプロール市街地と集合住宅のお話いただきましたけれども、やはり地区レベルでエネルギーの効率化を図るために、都市行政としても工夫をしていく必要性というのは、御指摘からも非常に深く感じたところでございます。

また、〇〇先生から、日本は遅れていて、面的エネルギーについてのスピードアップの議論、行政の取組の話とか、あと神戸市さんからも、行政の方向性が大事だというお話いただきましたけれども、私どもも論点の中で、やはり行政としての関与の中でこういう面的エネルギーのプライオリティを高めていく必要性というのがあるのではないかと感じていましたので、大変参考になる御意見いただいたと思っております。

また、〇〇先生のほうから、スマートシティやコンパクトシティとエネルギーとの連携の御指摘もいただいたんですが、私ども、コンパクトシティを進める中で、まちなかにいろんな施設が建ちますので、そういった機会を捉えて、地方都市も含めて、面的エネルギー利用の普及を図っていきたいと考えておりますので、御指摘を踏まえまして、さらなる取組ができないかということも考えていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。ちょうど時間となったようでございますので、貴重な御意見、御指摘どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【四辻企画専門官】 〇〇先生、委員の皆様、どうもありがとうございました。

次回は、12月26日の月曜日、14時、午後2時から4時までというお時間で、同じ場所での開催を予定しております。テーマ等、詳細につきましては、後ほど御連絡をさせていただきます。

本日の会議の議事録につきましては、後日、委員の先生方にお送りをさせていただきます。

して、御了解をいただいた上で公開をする予定としてございます。

それでは、以上をもちまして、第21回都市計画基本問題小委員会を終了させていただきます。

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —